

特記仕様書

業務名 旧奈良勤労者いこいの村大和高原 維持管理業務
工事番号 第1-1号
業務場所 奈良県天理市内（旧奈良勤労者いこいの村大和高原）

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木工事共通仕様書（平成31年4月奈良県県土マネジメント部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 以下、共通仕様書に対する特記事項は、次の通りとする。

特記事項

1. 本業務に関する事項について

① 業務目的

本業務は、今後実施予定である除却設計に向けた現場確認等のための作業道及び進入路の確保並びに普通財産の適正な維持管理を目的として、対象地の除草を実施するものである。

② 業務概要

奈良県産業部人材・雇用政策課が所管する県有地において除草業務を行うものとする。なお、敷地内には建物及び工作物が残置されているため、受注者は安全対策を十分に講じ、事故防止に万全を期すこと。

③ 業務範囲及び内容

（1）対象面積

約41,300㎡ ※同一年度に測量業務を実施予定であり、面積は概算である。

（2）作業内容

- ・草刈り（肩掛式刈払機等による除草）
- ・必要に応じた作業道及び進入路の確保
- ・支障となる最低限の枝払い

※集草及び処分は行わず、刈草は現地に存置するものとする。

※樹木の伐採は原則行わないが、必要な場合は監督職員と協議すること。

④ 履行期間

令和8年5月29日（予定）から令和8年7月31日まで

⑤ 作業回数

履行期間内に1回とする。

⑥ 作業条件

- (1) 山間部であり傾斜地を含む。
- (2) 敷地内には草木のほか樹木が存在する。
- (3) 建物及び工作物が残置されている。
- (4) 対象地は道路等に隣接していない。

2. 施工における留意事項

- (1) 刈草が水路や道路等へ飛散・流出しないよう注意すること。
- (2) 刈残しがないよう施工すること。
- (3) 垂れ下がる草木等も除草対象とする。
- (4) 自走式機械を使用する場合は、のり勾配 1:1.8 より緩い箇所に限定すること。
- (5) 火災防止に留意し、万一に備えた体制を整備すること。
- (6) 施工中は適宜監督職員の立会確認を受け、指示があれば手直しを行うこと。
- (7) 早朝及び夜間の施工は行わないこと。

3. 工事中の安全確保について

工事中の安全確保については、共通仕様書 第1章第1節1-1-26「工事中の安全確保」によるほか、次の事柄についても実施するものとする。

- (1) 作業員の安全確保について具体的な方策を施工計画書に記載して監督職員に提出すること。
- (2) 仮設等が必要な場合は監督職員と協議し、設計変更の対象となる場合がある。
- (3) 安全確保が困難な場合も同様に協議すること。

4. 関係業務との調整

測量業務、土壌汚染調査（地歴調査）、除却設計調査等が並行して実施される場合があるため、必要な協力を行うこと。

5. 出来形等

受注者は、現場施行写真による検査を基本とするので、現場管理写真を次のとおり、整理すること。

- (1) 工事全体の流れが分かるように撮影し、各測点ごとに工事過程（着手前→施工状況→施工後）が容易に把握できるように整理すること。
※刈幅をポール又は紅白テープで明示すること。
- (2) 工事看板や施工前の全景写真、施工完了後の全景写真を撮ること。

(3) 随時、受注者や監督職員が必要と思われるもの。

6. 工事の起終点に設置する表示板について

受注者は、「道路工事保安施設設置基準(案)」(土木請負工事必携 12)に基づき、安全対策を講じる必要があるとともに、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(土木請負工事必携 11)による県民にわかりやすい工事名を記載した標示板を設置すること。

なお、本業務対象地は出入口が一箇所のため当該箇所に設置すること。

工事内容：県有地の草刈り等維持工事をしています。

工事種別：旧奈良勤労者いこいの村大和高原 維持管理業務

7. 工事完成図書納品の納品

(1) 情報共有システムを利用した工事は電子納品対象工事とする。

(2) 電子成果品は、「土木工事の電子納品運用ガイドライン(案)令和5年4月奈良県県土マネジメント部」に基づき作成する。なお、ガイドライン(案)に記載がない項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

8. 提出書類

受注者は、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を工事関係書類一覧表により発注者と協議を行うこと。

なお、工事関係書類一覧表は技術管理課HPからダウンロードできる。

9. 週休2日工事の施行について

本工事は、発注者指定型の週休2日試行工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している奈良県県土マネジメント部「週休2日試行工事」実施要領(令和7年8月1日)により行うものとする。

(費用の計上)

本工事は、完全週休2日(土日)で費用を計上している。受注者が週休2日を実施しなかった場合、完全週休2日(土日)が達成できなかった場合、月単位の週休2日(4週8休以上)が達成できなかった場合は、達成状況に応じて、当初計上している補正係数を別表1～別表3に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。

(アンケート調査及びヒアリングの実施)

受注者は、発注者が週休2日試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完了検査日までにアンケートの回答を監督職員に提出するものとする。

【別表1】

■補正係数

	〈当初計上〉 完全週休2日 (土日)	月単位の週休2日 (4週8休以上)	未実施または 未達成
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00
市場単価方式	別表2	別表2	別表2
土木工事標準単価	別表3	別表3	別表3

※労務費に関し、労務費分が明らかになっていない見積単価等については、補正の対象としない。

【別表2】

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	〈当初計上〉 完全週休2日 (土日)	月単位の週休2日 (4週8休以上)	未実施または 未達成
鉄筋工		1.02	1.02	1.00
ガス圧接工		1.01	1.01	1.00
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01	1.00
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01	1.00
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.00
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
法面工		1.01	1.01	1.00
吹付砕工		1.01	1.01	1.00
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01	1.00
道路植栽工		1.02	1.02	1.00
公園植栽工		1.02	1.02	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.00
橋面防水工		1.01	1.01	1.00
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.00
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.00

※ (補正式) 週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数

【別表3】

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	〈当初計上〉 完全週休2日 (土日)	通期の週休2日 (4週8休以上)	未実施または 未達成
区画線工		1.02	1.02	1.00
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.00
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.00
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.00
	人力	1.02	1.02	1.00
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.00
排水構造物工		1.02	1.02	1.00
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.00
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.00
	高所作業車	1.01	1.01	1.00
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.00
	高所作業車	1.02	1.02	1.00
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.00
	高所作業車	1.02	1.02	1.00
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.00
	高所作業車	1.02	1.02	1.00
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.00
	高所作業車	1.02	1.02	1.00
防草シート設置工		1.01	1.01	1.00
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.00
	高所作業車	1.01	1.01	1.00
塗膜除去工		1.02	1.02	1.00
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.00
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.00
機械式継手工		1.02	1.02	1.00
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.00
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.00

FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.00
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.00
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.00
フレア溶接工		1.02	1.02	1.00
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.00
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.00
	高所作業車	1.02	1.02	1.00

※（補正式）週休2日補正後の土木工事標準単価 = 土木工事標準単価 × 週休2日の補正係数

10. 情報共有システム

本工事で、ASP方式の情報共有システムの利用を希望する場合は、情報共有システム利用に係る協議書を監督員に提出し、利用の同意を得ることとする。

- （1）使用するシステムは、監督員と協議の上、国土交通省が示す「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」に準拠しているシステム事業者を受注者が選択する。
- （2）システム利用に係る一切の費用は共通仮設費率分に含まれており、システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。
- （3）情報共有システムを利用した工事は、電子納品の対象とする。
- （4）工事完成までに、情報共有システム利用に関するアンケートを提出することとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について

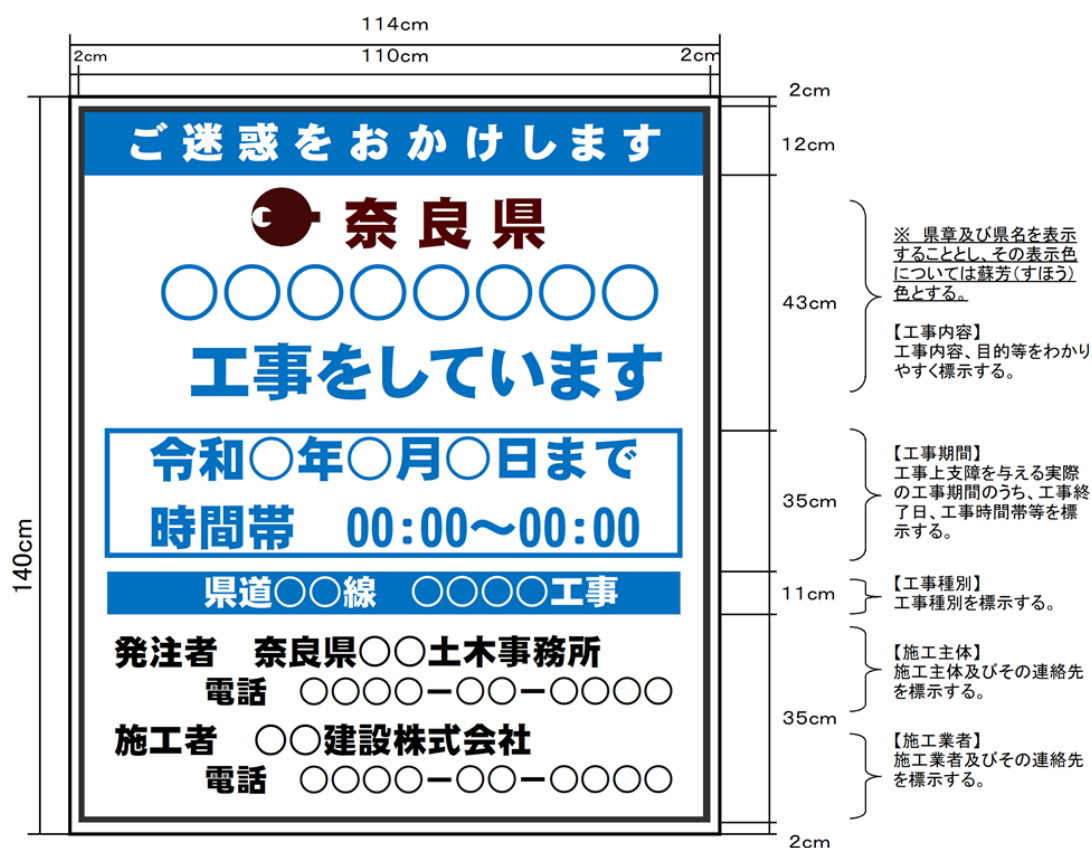
- （1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- （2）受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、監督職員に試行の実施希望を伝え、施工計画書に本工事の工事期間中における気温の計測方法及び計測箇所を明示すること。
- （3）本試行の実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」（以下、「要領」という。）により行うものとする。
- （4）受注者は、要領別紙2を参考に工事打合せ簿により計測結果及び熱中症対策状況の報告を行う。報告時には計測結果及び対策状況の資料を添付すること。

- (5) 本試行を運用し、熱中症対策を実施した場合は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算したうえで、設計変更を行う。

12. その他

- (1) 除草により露出したゴミは現地存置とする。
 (2) 本仕様書に定めのない事項は監督職員と協議すること。

標示板の参考様式



※ 今回の改正で追加した箇所を下線で示す。